

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月1日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

新たに日立市会瀬スポーツ広場を設置する等のため、本条例を制定するものであります。

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

日立市中里スポーツ広場	日立市入四間町5 1 3 番地 1
-------------	-------------------

を

」

「

日立市中里スポーツ広場	日立市入四間町5 1 3 番地 1
日立市会瀬スポーツ広場	日立市会瀬町4 丁目 2 番

に

」

改める。

別表第7項の表中

「

自由広場照明設備 (全灯)	2 時間	2 , 2 0 0
	小・中学生	1 , 1 0 0
自由広場照明設備 (半灯)	2 時間	1 , 1 0 0
	小・中学生	5 5 0
テニスコート照明 設備 (1 面)	2 時間	3 3 0
	小・中学生	1 7 0

を

」

「

自由広場照明設備 (全灯)	1時間	1,100
	小・中学生	550
自由広場照明設備 (半灯)	1時間	550
	小・中学生	270
テニスコート照明 設備(1面)	1時間	160
	小・中学生	80

に

」

改め、同表を別表第8項の表とし、別表第6項の表の次に次の1表を加える。

7 会瀬スポーツ広場使用料

(単位 円)

施設名	区分		市内	市外
自由広場	専用使用(全面)	早朝	3,260	4,890
		小・中学生	1,630	2,450
		1回	3,060	4,590
		小・中学生	1,530	2,300
	専用使用(2分の1面)	早朝	1,630	2,450
		小・中学生	820	1,220
		1回	1,530	2,300
		小・中学生	770	1,150

別表備考11中「(照明設備にあつては2時間)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第7項の表の改正規定（同表を別表第8項の表とし、別表第6項の表の次に次の1表を加える改正規定を除く。） 令和5年4

月1日

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この条例による改正後の日立市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第2条に規定する日立市会瀬スポーツ広場の管理を行うための準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

参 考

改 正 要 旨

1 日立市会瀬スポーツ広場の設置

日立市スポーツ広場に、新たに次のスポーツ広場を加えることとした。

(1) 名称 日立市会瀬スポーツ広場

(2) 位置 日立市会瀬町4丁目2番

(3) 使用料 (単位 円)

施設名	区 分		市 内	市 外
自由広場	専用使用 (全面)	早朝	3,260	4,890
		小・中学生	1,630	2,450
		1回	3,060	4,590
		小・中学生	1,530	2,300
	専用使用 (2分の 1面)	早朝	1,630	2,450
		小・中学生	820	1,220
		1回	1,530	2,300
		小・中学生	770	1,150

早朝 午前6時から午前9時まで

1回 午前9時から2時間までごと

2 附属施設使用料の改正

照明設備に係る附属施設使用料の時間区分を、2時間から1時間に改めることとした。